

トランプ関税と国際経済秩序

学習院大学法学部教授

あべ よしのり
阿部克則



WTO協定に違反するトランプ関税

トランプ関税が国際経済秩序を揺るがしているが、鉄鋼・アルミ製品や自動車・部品品に対する追加関税はもとより、いわゆる「相互関税」も、WTO協定に違反するであろう。第一に、トランプ関税は、譲許関税率を超える関税を賦課してはならないとの義務に違反する。この義務は、WTO協定の一部である関税と貿易に関する一般協定（GATT）の第2条に規定されている。譲許関税率とは、貿易自由化交渉（ラウンド）によって合意された関税率であり、各国の譲許表に記載される。米国の譲許関税率は、例えば鉄鋼・アルミ製品については0.6・5%、乗用自動車については2・5%となっている。したがって、鉄鋼・アルミ製品と自動車に対する25%の追加関税は、米国の譲許関税率を超えるものであり、GATT第2条に違反する。「相互関

税」についても、各品目に関する米国の譲許関税率を上回るものである限り、GATT第2条違反であることに変わりはない。

第二に、実施が一時停止されたものの、各国ごとに税率の異なる「相互関税」が賦課されれば、GATT第1条が規定する最恵国待遇の原則に違反する。同条のもとでWTO加盟国は、いずれかの加盟国の輸入品に与えた有利な待遇を、他の加盟国にも同様に与えなければならぬ義務を負っている。したがって、例えばシンガポールに対する「相互関税」は10%で、日本に対する「相互関税」は24%と発表されたが、シンガポールからの輸入品に対する有利な待遇を、日本からの輸入品には与えないことになるため、このような関税が実施されれば、最恵国待遇違反となる。

第三に、トランプ関税は、WTO協定の例外条項によっても正当化は困難である。例えば安全保障例外を規定するGATT第21条は、

つて提訴できる。そしてWTOのパネル・上級委員会がWTO協定違反を認定したにもかかわらず、被提訴国が措置を是正しない場合には、WTOの紛争解決機関は提訴国が対抗措置をとることを承認できる仕組みとなっている。しかし周知のように米国が上級委員の任命を拒否しているため、上級委員会は機能停止しており、最終的な判断を下せない状況となっている。よって、WTO紛争解決機関が対抗措置を承認することは、現実には見通せない。

そうすると、トランプ関税に関して対抗措置をとろうとする国は、別の方法を考えざるを得ない。第一に考えられるのは、「リバランス」と呼ばれる措置である。「リバランス」とは、他のWTO加盟国が発動したセーフガード措置（緊急関税や緊急輸入制限）に対し、それと等価値の関税引き上げ等を行うものがあり、WTOセーフガード協定上認められている。EUは、トランプ政権が行った鉄鋼・アルミ製品に対する追加関税に対して、「リバランス」としての関税引き上げを行ったようである。ただし、トランプ関税を「セーフガード措置」とみなせるか否かについては法的な不確実性が残る。

第二に考えられるのは、WTO紛争解決機関の承認なしでの対米報復関税であり、これを「一般国際法上の対抗措置」として正当化することである。一般国際法上の対抗措置とは、相手国の先行違法行為を中止させるためなどの目的で被害国がとる措置であって、何

らかの義務に反するとしてもその違法性は阻却される。既述のように、WTO協定違反に対してはWTO紛争解決手続を用いて解決を追求しなければならぬ義務がWTO協定上あるが、上級委員会が機能停止しているため実効性がない状況にある。そうした現状においては、報復関税はGATTに違反するとしても、一般国際法上の要件を満たすならば、対抗措置として正当化される余地はあるかもしれない。ただし報復関税が一般国際法上の対抗措置として認められたWTOの先例は少ない。

国際経済秩序の再構築に向けて

対米報復関税は事態をエスカレートさせる恐れがあることから、多くの国々が米国との交渉に乗り出している。この交渉が妥結することによりトランプ関税が撤廃され、国際経済秩序の修復が望まれるものの、先行きは不透明な状況である。それゆえ、日本を含む各国としては、様々な可能性を想定しつつ、対米交渉以外の方策も同時に展開する必要がある。

まず、トランプ関税によって、自由貿易体制が揺るがされているのは確かだが、自由貿易が阻害されているのは米国と他国との間の関係であって、米国を除いた各国の間においては、依然としてWTO協定に基づく自由貿易が行われている。また上級委員会の機能は停止しているものの、上級委員会を代替する多数国間暫定上訴仲裁アレンジメント（MP

WTO加盟国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要だと考える措置であって、「戦時その他の国際関係の緊急時に執る措置」であれば、GATTの他の規定に反するとしても正当化できると定めている。しかし、第1次トランプ政権が導入した鉄鋼・アルミ製品に対する追加関税について、WTOのパネルは、当該関税は「戦時その他の国際関係の緊急時」にとられた措置ではなく、GATT第21条によって正当化できないと判断した。第2次トランプ政権の関税措置であっても、「戦時その他の国際関係の緊急時」ととられた措置とは言えず、正当化できないであろう。

各国の対抗措置とWTO協定・国際法

WTO協定違反の措置については、影響を受ける他の加盟国がWTO紛争解決手続を使

IA）が設立されており、日本、EU、中国等が参加している。したがって例えば日中間では、従来通りWTO法が機能しているのであって、現在のWTO体制は「WTO・マイナス・アメリカ」とも言うべき状況である。この状況を少なくとも維持できれば、米国以外の各国が互いに高関税をかけあう事態にはならないので、1930年代のようなブロック経済化の再来は防ぐことができよう。

また、ポスト・トランプを見据えて米国が再びWTOにコミットする可能性が残っていることも考えると、現在のWTO体制を改革することも必要である。例えば、ウルグアイ・ラウンド以来、GATT/WTOにおいてはラウンド交渉が妥結しておらず、途上国を中心に貿易自由化が停滞している。こうした現状が米国の不満の原因にもなっており、WTOにおけるラウンド交渉の活性化が急務である。また上級委員会に関しても、行き過ぎた司法立法を上級委員会が行っていたなどの米国の批判には一定の合理性があり、改革は避けて通れないと思われる。

さらにFTA/EP Aによる自由貿易体制の補完も、継続して行っていく必要がある。米国を除く国々との間で法的安定性が確保されてビジネスが活性化すれば、米国に対する一定のプレッシャーにもなると考えられる。CPTPPの拡大や、グローバルサウスとの連携強化等の取り組みにおいて、日本がリーダーシップを発揮することが期待される。

（2025年4月16日脱稿）